

平成 17年 12月 22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ プ ト 代表者名 代表取締役社長 鉢嶺 登 (コード 2389) 担当者名 取締役 CFO 小林 正樹 電話番号 03-5561-6434

第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 22 日開催の取締役会において、第三者割当による新株と新株予約権の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 新株および新株予約権の発行理由

当社は、顧客企業のインターネット上のマーケティング活動を支援する「eマーケティングカンパニー」として事業を展開しており、インターネット広告代理業において国内トップクラスの取扱高を誇るなど、順調に業容を拡大してまいりました。

当社を取り巻くインターネットビジネス環境は、インターネット広告の市場規模が平成 16 年にはラジオ広告の市場規模を超える 1,814 億円(電通調べ)と前年比 50%強の成長を遂げ、平成 21 年には 5,000 億円を越えると予測(電通総研発表)されるなど急速な拡大を続けております。

このような状況下、当社がさらに成長スピードを加速するには、当社と補完関係にある有力企業との業務提携、および、人員の拡充やM&Aを含めた新事業開発などの積極的な投資が有効であると認識し、業務提携と資金調達とを複合的に検討しておりましたが、今回、株式会社電通とインターネットマーケティング全般における業務提携を行い、加えて第三者割当増資に応じていただくことが最善であるとの結論に至りました。

当社と株式会社電通は、本日以降速やかに業務提携推進委員会を発足させ、クライアントに対するインターネット広告企画の共同提案、新たなインターネット広告枠やコンテンツの共同企画開発、検索リスティング広告(検索単語に連動し、検索結果画面に表示される広告)を中心に成長著しいSEM(検索エンジンマーケティング)分野の協業などを中心とした、インターネットマーケティング分野全般における業務提携について協議してまいります。

この業務提携推進委員会には両社から1名ずつ共同委員長を立てることで合意している他、当社は株式会社電通に対し非常勤取締役1名の派遣を依頼いたします。

当社および株式会社電通は、今回の資本提携および業務提携が大きなシナジーを生み、両社の株主価値が最大化されることと確信しております。

2. 新株予約権の発行を組み合わせた理由

株式会社電通との資本・業務提携関係構築と新株発行による希薄化効果の緩和、および、資金調達とそれによる資本効率低下の緩和を両立する方法を検討した結果、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行が最適であると考えたためであります。

当社としては、株式会社電通が、業務提携によるシナジーの状況や当社の新規投資ニーズを勘案し、適切に新株予約権を行使することを期待しております。

一.第三者割当による新株式発行

1. 新株式発行要領

(1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 6,500 株(2) 発 行 価 額 1株につき金 535,000 円(3) 発 行 価 額 の 総 額 3,477,500,000 円(4) 資 木 組) 額 1株につき金 267,500 円

(4) 資本組入額 1株につき金267,500円

(5) 資本組入額の総額 1,738,750,000円

(6) 申 込 期 間 平成18年1月11日(水)~

平成 18 年 1 月 12 日 (木)

平成 18 年 1 月 12 日 (木)

 (7) 払
 込
 期
 日
 平成 18 年 1 月 12 日 (木)

 (8) 配
 当
 基
 毎
 日
 平成 18 年 1 月 1 日 (日)

 (9) 割
 当
 先
 株式会社電通
 6,500 株

(11) 前記各号については証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。

<ご参考>

発行価額の決定方法

(10) 新 株 券 交 付 日

当該増資に係る取締役会決議日の直前日までのジャスダック証券取引所における平成 17年11月22日から平成17年12月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の毎日の終値平均値(569,380円95銭)を参考として、535,000円(6.0%ディスカウント)といたしました。

2. 割当予定先の概要(平成17年9月30日現在)

割当予定先の氏又は名称		株式会社電通		
割当株数		6,500株		
払込金額		3,477,500,000円		
	住所	東京都港区東新橋一丁目8番1号		
	代表者の氏名	代表取締役社長		
	資本の額	58,967百万円 (平成17年9月30日現在)		
	事業の内容	広告を中心にコミュニケーションに関連する サービスを提供する事業		
割 当 予 定 先の内容	発行済株式総数	2,781,840株(平成17年9月30日現在)		
	大株主	株式会社時事通信社 12.4% 社団法人共同通信社 10.6% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.6% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.5% 自社(自己株口) 3.0% (平成17年9月30日現在)		

1			当分が促右している	
	当社との 関係	出資	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	株
			割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	株
		取引関係	取引関係	該当事項なし
			人的関係	該当事項なし
	当該株券の保有に関する事項		する事項	発行日より2年以内に譲渡する場合には、その 内容を事前および事後直ちに当社へ報告する 旨の確約を得ております。

3. 割当新株式の譲渡報告に関する事項等

当社は割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成 17 年 1 月 12 日)より 2 年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合には、事前および事後直ちに譲渡対象者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡予定日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて通知することの内諾を受けております。

- 二.第三者割当による新株予約権の発行(第4回新株予約権)
- 1. 新株予約権の発行要項
- (1) 新株予約権の名称 株式会社オプト第4回新株予約権
- (以下「本新株予約権」という) (2) 新株予約権の目的たる株式 当社普通株式 18,500 株
- の種類および数 (新株予約権 1 個につき 500 株)
 - 但し、本要項第 15 項により割当株式数が調整される場合 には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株 式数に応じて調整されるものとする。
- (3) 新株予約権の総数 37個
- (4) 新株予約権の発行価額 1個につき 23,205,000円(1株につき 46,410円)
- (5) 新株予約権の発行価額の総額 858,585,000円
- (6) 新株予約権の申込期間 平成 18年1月11日 ~ 平成 18年1月12日
- (7) 新株予約権の払込期日 平成 18 年 1 月 12 日
- (8) 新株予約権の割当先および割当数 株式会社電通 37個 (9) 新株予約権行使に際して 1個につき 357,000,000円(1株につき 714,000円)
 - の払込金額 但し、平成 19 年 11 月 1 日(木)以後毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日に、時価(決定日(当日を含む。)まで 5 連続取引日(但し、終値がない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日まで

定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値平均を意味する。)に修正されるものとする。

(10)新株予約権の行使の際の 払込金額の総額

13,209,000,000 円

上記金額は、前項記載の新株予約権行使に際しての1株当 たり払込金額に、本要項第2項記載の本新株予約権の目的 である当社普通株式の総数たる 18,500 株を乗じた金額である。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、上記金額は減少する。

(11) 新株予約権の行使により 発行する株式の発行価額 の総額 14,067,585,000円 (1株につき 760,410円)

上記金額は、本要項第5項記載の本新株予約権の発行総額と、本要項第10項記載の本新株予約権の行使の際の払込金額の総額を加えた金額である。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、上記金額は減少する。

(12)新株予約権の発行価額および新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由

当社は、所定の条件のもとに二項モデルを用いて、本新株 予約権の理論価値(オプションバリュー)を算出した。 また、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株 式価格、新株予約権の発行要項等諸事情を勘案し、総合的

式価格、新株予約権の発行要項等諸事情を勘案し、総合的に検討した。これらを前提に、上記理論価値のレンジの範囲内で、かつ新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度として、23,205,000 円を本新株予約権の1個当りの発行価額とした。また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、本新株予約権の発行決議の前日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値とした。平成18年1月12日から平成20年1月11日までとし、消

平成 18 年 1 月 12 日から平成 20 年 1 月 11 日までとし、消却の公告があった場合、消却の前日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日を最終日とする。

(13)権 利 行 使 期 間

(14)行 使 の 条 件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本要項第17項第 号又は第号に定める消却(会社法施行日をもって「取得」と読み替える。以下同じ。)事由が発生していないことを条件とする。但し、会社の取締役会の決議により特に行使を認められたときはこの限りでない。

本新株予約権は、権利者(本新株予約権を保有する者、以下「権利者」という。)が本新株予約権に関して会社と締結した契約について重大な違反を行った場合には、当該契約に定める是正期間内にかかる違反が治癒されたとき又は会社の取締役会決議により特に行使を認められたときに限り本新株予約権を行使できるものとし、その他の場合は行使できないものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位(新株予約権 1個)で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は 認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、1株(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満

の部分については株式は割り当てられないものとする。

権利者は、行使しようとする日の前日までに会社の指定する行使請求書を会社に提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(15)新株予約権の目的である 株式の数の調整 本新株予約権は分割して発行されるものとし、発行する新株予約権の総数は 37 個とする。本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 (以下「割当株式数」という。)は 500株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

会社が、本要項第 16 項各号に従って払込金額の調整を行う場合には、未行使の本新株予約権について割当株式数は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

調整前割当株式数×

調整後割当株式数 = 調整前払込金額

調整後払込金額

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本要項第 16 項各号による払込金額の調整に関し、各号に定める調整後払込金額を適用する日と同日とする。

本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

本新株予約権の払込期日後において、株式の分割又は 併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、 調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。調整 後払込金額は、株式分割の場合は株式分割の株主割当 日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生 日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。なお、 分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式 分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率と は、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行 済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものと し、以下同じとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

分割・併合の比率

但し、配当可能利益(平成17年6月29日に成立し、同年7月26日の公布から1年半以内に施行される会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)施行日をもって「分配可能額」と読み替える。以下同じ。)から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組

(16) 本新株予約権の行使に際して 払込みをすべき金額の調整 入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株式割当日とする場合には、調整後の払込金額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者については、次の算出方法により会社普通株式を交付する。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

調整後払込金額

会社が、本新株予約権の払込期日後において、(i)時 価を下回る1株あたりの発行価額での普通株式の発行 (自己株式の処分及び無償割当てを含む。以下に定義 する潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項 付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、 株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は (ii)時価を下回る1株あたりの発行価額をもって普通 株式を取得し得る潜在株式等(新株予約権、新株予約 権付社債、転換予約権付株式、その他普通株式の取得 を請求できる権利を意味する。以下同じ。)の発行(無 償割当てを含む。)を行うときは、未行使の本新株予 約権について1株あたりの払込金額を次の算式に従い 調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数 は切り捨てる。上記調整による調整後の株式数は、株 主割当日がある場合は株主割当日の翌日、それ以外の 場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日 の翌日以降に適用されるものとする。(ii)に定める場 合の調整後払込金額は、上記発行される潜在株式等の 全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価 額で行使されたものとみなして、次の算式を準用して 算出する。なお、会社法施行日をもって、会社の普通 株式への転換については会社の普通株式の取得とし て、必要な読み替えを行うものとする。

なお、上記算式については下記の定めに従うものとす る。

i 払込金額の調整式で使用する「時価」は、調整後の払込金額を適用する日(但し、本項第 号但書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日に始ま

る30取引日(このうち、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(但し、会社の普通株式にかかる株券が他の取引所に上場された場合には、上場されている取引所のうち、当該期間における会社の株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所)における会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ii 「既発行株式数」とは、調整後の払込金額が適用 される日の前日における、会社の発行済普通株式 総数(但し当該調整事由によって新たに発行され た普通株式数は含まない。)から、同日における 会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を 控除した数を意味するものとする。
- iii 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1 株あたり発行価額」は「1 株あたり譲渡価額」と、「新株式発行前の時価」は「自己株式処分前の時価」と、それぞれ読み替えるものとする。なお、会社法施行日をもって、これらの発行価額及び譲渡価額は「払込金額」と読み替える。
- iv 会社が潜在株式等を発行することにより調整が 行われる場合における「新発行株式数」とは、発 行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、 「1株あたり発行価額」とは、目的となる普通株 式1株あたりの発行価額を、それぞれ意味するも のとする。

本項第 号及び第 号に定める場合の他、次のいずれかの場合には、会社は、取締役会の決議をもって適当と認める方法(かかる方法は誠実に決定されなければならない。)で払込金額の調整(かかる調整は、公正で合理的なものでなければならない。)を行う。

- i 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社 分割を行う場合、資本金・準備金の減少を行う場 合等のために、払込金額の調整を必要とすると き。
- ii 本号iの他、会社の発行済普通株式数の変更又は 変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込 金額の調整を必要とするとき。

払込金額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込金額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める方法(かかる方法は誠実に決定されなければならない。)で払込金額の調整(かかる

調整は、公正で合理的なものでなければならない。) を行う。

本項の定めに基づき払込金額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の払込金額、割当株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

会社は、いつでも、取締役会で定める消却の効力発生日に先立つ2ヶ月以上前に公告し、且つ同時に権利者に対して通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本要項第4項に定める新株予約権1個あたりの発行価額をもって消却することができる。

権利者が本新株予約権に関して会社と締結した契約が解除され又は終了した場合(会社が解除事由に該当することにより権利者が解除した場合を除く。)には、会社は当該本新株予約権を本要項第4項に定める新株予約権1個あたりの発行価額をもって消却することができる。

権利者が本新株予約権を放棄した場合、会社は当該本 新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権を行使する者は、会社の指定する行使請求書に新株予約権証券を添付の上会社に提出し、且つ払込金額の全額を支払わなければならない。但し、新株予約権証券が不発行の場合、かかる証券の添付は不要とする。

行使請求受付場所 株式会社オプト 本社

新株予約権の行使に際する

払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

新株予約権証券は、権利者の請求があるときに限り発行する。なお、新株予約権証券を発行する場合において、各新株予約権証券が表章する新株予約権の個数は、各新株予約権証券の定めるところによる。

資本に組入れない額は、新株式の発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは新株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合、この端数を切り上げた額とする。

本新株予約権が営業年度の途中において行使された場合、 当該行使により発行された新株に対する当該営業年度に 関する利益配当金及び中間配当金は、当該営業年度の初め において新株の発行があったものとみなしてこれを支払 う。但し、本新株予約権の行使が中間配当の基準日の翌日 以降であった場合には、中間配当については支払対象とな らないものとし、当該営業年度に関する利益配当について は、当該営業年度の初めから存在していた会社の普通株式 と同様に取り扱うものとする。

会社法に基づく剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配である中間配当金を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するため

(17) 会社が本新株予約権を 消却することができる事由 及び消却の条件

(18)行 使 手 続

(19) 本新株予約権の譲渡制限

(20)新株予約権証券の発行

(21)本新株予約権の行使により 発行する新株式の発行価額 中資本に組み入れない額

(22)配 当 起 算 日

の基準日以前に本新株予約権の行使請求により交付された会社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の会社普通株式(会社が保有する会社の普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

(23)株 式 交 換 及 び 株式移転時の取扱 会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、承継される新株予約権について次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。なお、会社法施行日をもって、本新株予約権にかかる義務の承継については完全親会社の新株予約権の交付として、必要な読み替えを行うものとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整 後の1株未満の端数は切り上げる。

権利行使に際して払い込むべき金額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整 後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等権利行使期間については本要項第13項に定める期間とする。また、その他の権利行使の条件及び消却事由等は、本項第14項及び第17項に準じて、会社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(24)新株予約権の発行日

(25)募 集 方 法

(26)本 要 項 の 効 力

平成 18 年 1 月 12 日

第三者割当の方法による。

本要項は、証券取引法に基づく有価証券届出書による届出 の効力が生じることをもってその効力が発生するものと する。

2. 割当予定先の概要(平成17年9月30日現在)

割当予定先の氏又は名称		株式会社電通	
割当新株予約権数		37個	
払込金額		858,585,000円	
割当予定 先の内容 住所		東京都港区東新橋一丁目8番1号	
代表者の氏名		代表取締役社長	
資本の額 事業の内容 発行済株式総数		58,967百万円(平成17年9月30日現在)	
		広告を中心にコミュニケーションに関連する サービスを提供する事業	
		2,781,840株(平成17年9月30日現在)	

	大株主		株式会社時事通信社 12.4% 社団法人共同通信社 10.6% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.6% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.5% 自社(自己株口) 3.0% (平成17年9月30日現在)
当社との 関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数 割当予定先が保有し	株
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	株
	取引関係	取引関係	該当事項なし
		人的関係	該当事項なし

【ご参考】

1. 発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 121,012株 (平成 17年 12月 21日現在)

(2) 今回の新株式発行による 6,500 株

増加株式数

(3) 今回の新株予約権の目的 18,500株 (潜在株式数)

となる株式数

(4) 増資後発行済株式総数 146,012株 (新株予約権行使による増加株式数含む)

2. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

第三者割当による新株発行および権利行使を経て新株発行により調達する手取概算額 17,514 百万円 (予定額)につきましては、約 2,000 百万円を運転資金に充当し、残額は新事業開発投資に充当する予定であります。

具体的には、当社は総合インターネットマーケティング企業として、広告代理分野の成長を維持しながら、併せて広告代理以外の事業分野の売上構成比向上を両立することを課題と認識しており、M&Aや関係会社への投融資などを通じて、各事業分野の収益力強化を図ってまいります。

(2) 業績に与える見通し

今後の業績については、従来の予想と変わりません。

	売上高	経常利益	当期純利益
平成 17 年 12 月期(連結)	百万円	百万円	百万円
(中間決算短信発表時予想)	18,100	810	1,110
平成 16 年 12 月期(非連結)	百万円	百万円	百万円
(前期実績)	9,473	496	266

平成 17 年度中間時より連結決算を行っており、前期(平成 16 年 12 月期)は連結決算を行っていないため、単体の数値を記載しております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、企業価値の最大化を念頭に、積極的な事業展開を行うための内部留保の充実を勘案しつつ、収益状況に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、事業資金の流失を避けかつ内部留保の充実を図るため、設立以降現在に至るまで、利益配当を実施しておりません。今後も企業体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実させる方針であります。しかし、当社は利益還元についても経営上の重要課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、株主に対する利益還元を検討してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

事業拡大に対応するための運転資金・設備資金等に充当するほか、新規事業への進出や収益源の多角化を目的とした投資資金に充当する予定であります。

4. 增資日程(予定)

平成 17 年 12 月 22 日 (木) 新株発行および新株予約権発行取締役会決議 有価証券届出書提出 平成 17 年 12 月 26 日 (月) 新株発行および新株予約権発行取締役会決議

公告

平成 18 年 1 月 1 日 (日) 有価証券届出書効力発生

平成 18 年 1 月 11 日から (水) 申込期間

平成 18 年 1 月 12 日 (木)

平成 18 年 1 月 12 日 (木) 払込期日 / 行使請求開始日

平成 18 年 1 月 12 日 (木) 資本増加日 平成 18 年 1 月 12 日 (木) 新株式発行日 平成 20 年 1 月 11 日 (金) 行使請求最終日

5. 増資後の大株主の構成

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	鉢嶺 登	30,144 株	23.8%
2	海老根 智仁	8,956 株	7.1%
3	日本トラスティ・サ - ビス信託銀行(信託口)	7,352 株	5.8%
4	小林 正樹	6,940 株	5.5%
5	野内 敦	6,940 株	5.5%
6	株式会社電通	6,500 株	5.1%
7	日本マスタ - トラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,456 株	3.5%
8	ピピーエイチルクスフイデリテイフアンズジヤパンフアンド	2,876 株	2.3%
9	ザチェ - スマンハッタンバンクエヌエイロンドン	2,176 株	1.7%
10	日本証券金融株式会社	2,040 株	1.6%

平成 17 年 6 月 30 日現在の株主名簿を参考に、平成 17 年 8 月 19 日付で実施した 1 : 4 の株式分割による増加株式数を加味しております。

今般の第三者割当による新株式発行後の数字であり、今般発行する新株予約権の行使による増加株式数を含んでおりません。

6. 過去3年間に行われたエクイティファイナンスの状況等

(1) エクイティファイナンスの状況

/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
払込期日	増資額	增資後資本金	摘要		
平成 16年2月12日	705 百万円	452 百万円	公募増資		
平成 17 年 6 月 8 日	4,146 百万円	2,529 百万円	公募増資		
平成 17 年 6 月 24 日	582 百万円	2,820 百万円	第三者割当増資		

(2) 過去 3 決算期および直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始値	Е	Э	1,850,000円	592,000円
꼬마	- 円 - 円		600,000円	488,000円
高値	- 円	- 円	1,900,000円	2,590,000円
同他	- []	- []	875,000円	755,000円
安値	- 円	- 円	1,360,000円	580,000円
女胆	- []	- []	445,000 円	400,000円
終値	- 円	- 円	1,500,000円	1,750,000円
松川世	- []	- []	594,000円	714,000 円
株価収益率	- 倍	- 倍	59.8倍	- 倍

- 注) 1. 平成 16 年 2 月 13 日付をもって日本証券業協会に店頭登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
 - 2. 平成 17 年 12 月期の株価につきましては、平成 17 年 12 月 21 日現在で表示しております。
 - 3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純 利益で除した数値であります。
 - 4. は株式分割による権利落ち後の株価を示しております。(当社は平成 16 年 5 月 20 日付で 1 株につき 3 株の、平成 17 年 8 月 19 日付で 1 株につき 4 株の株式分割を実施しております。)

以上